

霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月24日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 霧島市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

人事院勧告を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。